

# 臨時報告書の訂正報告書

(金融商品取引法第24条の5第5項に基づく報告書)

本書は金融商品取引法に基づく臨時報告書の訂正報告書を開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成21年9月29日に提出したデータを出力・印刷したものであります。

丸 善 株 式 会 社

東京都中央区日本橋3丁目9番2号

(E03016)

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年9月29日

【会社名】 丸善株式会社

【英訳名】 Maruzen Company, Limited.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小城 武彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋3丁目9番2号

【電話番号】 03 - 3272 - 7011

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 松尾 英介

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋3丁目9番2号

【電話番号】 03 - 3272 - 7011

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 松尾 英介

【縦覧に供する場所】 丸善株式会社 名古屋支店  
(名古屋市中区栄3丁目2番7号)  
丸善株式会社 大阪支店  
(大阪市中央区久太郎町2丁目5番28号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成20年12月16日開催の取締役会決議に基づき、当社及び株式会社図書館流通センター（以下「TRC」という。）との間で、株式移転により共同持株会社を設立する方式により経営統合を進めることについて、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成20年12月16日付で提出致し、平成21年3月24日開催の取締役会において、日程の延期を決議致しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を平成21年3月25日付で提出致しましたが、平成21年9月29日開催の取締役会において、経営統合に関する計画を改めて決議致しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出致します。

## 2【訂正事項】

### 2 報告内容

- (1) 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容
- (2) 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社の最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
- (3) 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社の大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
- (4) 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社の提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係
- (5) 当該株式移転の目的
- (6) 当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容
- (7) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠
- (8) 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

## 3【訂正箇所】

訂正箇所が広範囲におよんでおりますため、「2 報告内容」の訂正を行い、その内容の全部を記載しております。

## 2【報告内容】

- (1) 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社図書館流通センター
本店の所在地	東京都文京区大塚三丁目4番7号
代表者の氏名	代表取締役会長 石井 昭
資本金の額	266百万円（平成21年3月31日現在）
純資産の額	（連結）16,277百万円（平成21年3月31日現在） （単体）14,918百万円（平成21年3月31日現在）
総資産の額	（連結）28,381百万円（平成21年3月31日現在） （単体）24,750百万円（平成21年3月31日現在）
事業の内容	書籍販売、データ作成及び販売、図書館運営業務請負

- (2) 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社の最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

決算期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
売上高(百万円)	31,921	34,799	35,138
営業利益(百万円)	1,652	1,663	1,570
経常利益(百万円)	1,633	1,640	1,535
純利益(百万円)	678	874	459

(単体)

決算期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
売上高(百万円)	29,022	31,526	32,440
営業利益(百万円)	1,179	1,395	1,391
経常利益(百万円)	1,198	1,423	1,420
純利益(百万円)	654	856	503

- (3) 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社の大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(平成21年8月31日現在)

大日本印刷株式会社	50.35%
株式会社トーハン	8.80%
従業員持株会	8.74%
石井 昭	7.65%
株式会社講談社	6.58%

- (4) 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社の提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係(平成21年3月31日現在)

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	当社従業員のT R Cへの出向
取引関係	当社出版物のT R Cへの販売

- (5) 当該株式移転の目的

平成20年の書籍・雑誌を合わせた出版物販売額は前年比3.2%減の2兆177億円と4年連続で前年割れという厳しい状況が続き、また新刊本の返本率が40%台で高止まりするなど、出版流通業界のさまざまな課題に対する解決への取り組みが求められています。

そのようななか、大日本印刷株式会社(当社、T R C及び株式会社ジュンク堂書店(以下「ジュンク堂」という。))の親会社、以下「D N P」という。)、当社、T R C及びジュンク堂の4社は、ともに進める教育・出版流通事業(以下「本件事業」といいます。))において、相互に連携を図りながら、業界全体の課題解決に積極的に取り組み、業界の活性化をリードしていくことに取り組んでまいりました。

そして、この取り組みを推進するためには、T R Cが持つI T、物流システム、販売手法に関する高度なノウハウと、当社が持つブランド力、顧客基盤や店舗事業・出版事業などでの多面に亘る「知」とのかかわりを同一の経営体制のもとで共有・融合して発展させることがより有効であるとの判断に至り、これらによる業績の向上とさらなる日本の知の発展への貢献を目的として、各社の協力関係をさらに強化し、本件事業をより強力に推進するための基盤として、当社及びT R Cが株式移転の方法で共同持株会社を設立することといたしました。

なお、本株式移転の効力発生日に先立ち、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」

といひます。)に上場している当社の普通株式は上場廃止となり、あらためて共同持株会社の株式について東京証券取引所に新規上場申請が行われる予定です。

(6) 当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容

株式移転の方法

当社及びT R Cの株主が保有する両社の株式を、株式移転計画書の定める日をもって両社の株式移転設立完全親会社(以下「共同持株会社」という。)に移転するとともに、当社及びT R Cの株主に対し、共同持株会社の発行する新株式を割り当てる予定です。ただし、今後の手続きを進める中で、当社及びT R Cの両社で協議の上、日程又は統合形態を変更する場合があります。

株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)その他の株式移転計画の内容

(株式移転比率)

本株式移転に際して両社の株式に割当てる共同持株会社の普通株式数の比率を、以下のとおりとします。

会社名	当社	T R C
株式移転比率 (普通株式)	普通株式 0.1	普通株式 67.8
株式移転比率 (第1回A種優先株式)	普通株式 145.0	
株式移転比率 (第1回B種優先株式)	普通株式 145.0	
株式移転比率 (第1回C種優先株式)	普通株式 145.0	
株式移転比率 (第1回D種優先株式)	普通株式 145.0	

(注1)これにより、当社の普通株式、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式、並びにT R Cの普通株式のそれぞれ1株に対して以下のとおり共同持株会社の普通株式を割当て交付いたします。

当社の普通株式1株	共同持株会社の普通株式0.1株
当社の第1回A種優先株式1株	共同持株会社の普通株式145.0株
当社の第1回B種優先株式1株	共同持株会社の普通株式145.0株
当社の第1回C種優先株式1株	共同持株会社の普通株式145.0株
当社の第1回D種優先株式1株	共同持株会社の普通株式145.0株
T R Cの普通株式1株	共同持株会社の普通株式67.8株

なお、本株式移転により、当社又はT R Cの株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、当社及びT R Cの両社で協議の上、変更することがあります。

また、当社の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式0.1株を割当て交付いたしますが、現在の当社の普通株式の単元株式数1,000株に対して、共同持株会社の普通株式の単元株式数を東京証券取引所の規定に従って100株といたしますので、当社の普通株主の保有する議決権の個数は本株式移転の前後において変わるものではありません。

(注2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式60,128,687株

平成21年7月末日時点における当社の発行済みの普通株式の総数176,403,360株、第1回A種優先株式の総数11,120株、第1回B種優先株式の総数11,120株、第1回C種優先株式の総数11,120株及び第1回D種優先株式の総数11,120株、並びにTRCの発行済み株式の総数532,101株に基づいて記載しております。

ただし、当社及びTRCは、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し、又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、当社が平成21年7月末日時点で保有する自己株式である当社の普通株式376,958株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

(日程)

平成20年12月15日	基本合意書締結承認取締役会(TRC)
平成20年12月16日	基本合意書締結承認取締役会(当社) 基本合意書締結(当社、TRC及びDNP)
平成21年3月24日	変更合意書締結承認取締役会(当社及びTRC) 変更合意書締結(当社、TRC及びDNP)
平成21年9月29日	合意書締結承認取締役会(当社、TRC、DNP及びジュンク堂) 設立運営契約書締結承認取締役会(当社、TRC及びDNP) 株式移転計画承認取締役会(当社及びTRC) 合意書締結(当社、TRC、DNP及びジュンク堂) 設立運営契約書締結(当社、TRC及びDNP) 株式移転計画作成(当社及びTRC)
平成21年9月30日(予定)	臨時株主総会及び種類株主総会基準日公告日(当社)
平成21年10月14日(予定)	臨時株主総会及び種類株主総会基準日(当社)
平成21年11月25日(予定)	株式移転計画承認臨時株主総会(当社及びTRC) 株式移転計画承認種類株主総会(当社)
平成22年1月27日(予定)	東京証券取引所上場廃止日(当社)
平成22年2月1日(予定)	共同持株会社設立登記日(効力発生日) 共同持株会社株式上場日

ただし、手続上やむをえない事由が発生した場合は、当社及びTRCの両社で協議の上、日程を変更する場合があります。

また、上記共同持株会社の設立登記日(本株式移転の効力発生日)において共同持株会社の発行する普通株式が東京証券取引所へ上場することが困難となる事態が生じ若しくは明らかになった場合その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、当社及びTRCは協議し合意の上、本株式移転を中止することがあります。

なお、上記の上場廃止日については、東京証券取引所より公表されている「株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止について」に基づいて当該日程としておりますが、株券等の5日目決済の廃止が予定通り行われなない場合は、上場廃止日は平成22年1月26日となる予定です。

(株式移転計画の内容)

株式移転計画書(写)

丸善株式会社(以下「丸善」という。)と株式会社図書館流通センター(以下「TRC」という。)は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を作成する。

第1条(株式移転)

本株式移転計画の定めるところに従い、丸善及びTRCは、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「新会社」という。)の成立の日において、丸善及びTRCの発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うものとする。

第2条(新会社の目的、商号、本店所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「CHIグループ株式会社」とし、英文では「CHI Group Co., Ltd.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は東京都新宿区とし、本店の所在場所は東京都新宿区市谷左内町31番地2とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、2億4,000万株とする。

2 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙定款記載のとおりとする。

第3条(新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称)

新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 設立時取締役   | 石井 昭<br>西村 達也<br>小城 武彦<br>小澤 嘉謹<br>土方 裕之<br>松尾 英介            |
| (2) 設立時監査役   | 栗林 忠道(社外監査役)<br>古谷 滋海(社外監査役)<br>峯村 隆二(社外監査役)<br>橋本 博文(社外監査役) |
| (3) 設立時会計監査人 | 明治監査法人   |

#### 第4条（新会社が株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

- 1 新会社は、本株式移転に際して、本株式移転により新会社が丸善及びT R Cの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の丸善の普通株主、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式の株主、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株式の株主、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回C種優先株式の株主、及び基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回D種優先株式の株主、並びに基準時のT R Cの株主名簿に記載又は記録されたT R Cの普通株主に対し、それぞれその所有する株式に代わり、以下の各号に記載した数の合計数と同数の新会社の普通株式を交付する。
  - (1) 丸善が基準時時点で発行している普通株式数に0.1を乗じて得た数
  - (2) 丸善が基準時時点で発行している第1回A種優先株式数に145を乗じて得た数
  - (3) 丸善が基準時時点で発行している第1回B種優先株式数に145を乗じて得た数
  - (4) 丸善が基準時時点で発行している第1回C種優先株式数に145を乗じて得た数
  - (5) 丸善が基準時時点で発行している第1回D種優先株式数に145を乗じて得た数
  - (6) T R Cが基準時時点で発行している普通株式数に67.8を乗じて得た数
- 2
  - (1) 新会社は、本株式移転に際して、基準時の丸善の普通株主に対し、その所有する丸善の普通株式1株につき、新会社の普通株式0.1株をもって割当てて。
  - (2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式の株主に対し、その所有する第1回A種優先株式1株につき、新会社の普通株式145株をもって割当てて。
  - (3) 新会社は、本株式移転に際して、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株式の株主に対し、その所有する第1回B種優先株式1株につき、新会社の普通株式145株をもって割当てて。
  - (4) 新会社は、本株式移転に際して、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回C種優先株式の株主に対し、その所有する第1回C種優先株式1株につき、新会社の普通株式145株をもって割当てて。
  - (5) 新会社は、本株式移転に際して、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回D種優先株式の株主に対し、その所有する第1回D種優先株式1株につき、新会社の普通株式145株をもって割当てて。
  - (6) 新会社は、本株式移転に際して、基準時のT R Cの株主名簿に記載又は記録されたT R Cの普通株主に対し、その所有するT R Cの普通株式1株につき、新会社の普通株式67.8株をもって割当てて。

#### 第5条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の成立の日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
30億円
- (2) 資本準備金の額  
30億円
- (3) 利益準備金の額  
0円

#### 第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、平成22年2月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上その他の事由により必要な場合は、丸善及びT R Cは協議の上、これを変更することができる。

#### 第7条（株式移転計画承認株主総会）

- 1 丸善は、平成21年11月25日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。また、丸善は、平成21年11月25日までに、丸善の普通株主による種類株主総会、第1回A種優先株式の株主による種類株主総会、第1回B種優先株式の株主による種類株主総会、第1回C種優先株式の株主による種類株主総会、及び第1回D種優先株式の株主による種類株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 2 T R Cは、平成21年11月25日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 3 本株式移転の手續進行上その他の事由により必要な場合は、丸善及びT R C協議の上、前二項に定める本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるための株主総会開催日を変更することができる。

#### 第8条（新会社の株式上場）

新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所への上場を予定する。

#### 第9条（新会社の株主名簿管理人）

新会社の株主名簿管理人は、中央三井信託銀行株式会社とする。

#### 第10条（剰余金の配当）

丸善及びT R Cは、本株式移転計画の作成後、新会社の成立の日までの間、新会社の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

#### 第11条（善管注意義務）

- 1 丸善及びT R Cは、本株式移転計画の作成後、新会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって通常の範囲内で自らの業務の執行及び財産の管理運営を行い、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為（株主総会決議又は取締役会決議に基づく自己株式の取得を含むが、これらに限られない。）については、本株式移転計画に特段の定めがある場合を除き、予め丸善及びT R Cが協議し合意の上、これを行う。
- 2 前項の規定に拘わらず、丸善及びT R Cは、法令等に従い、それぞれが保有する自己株式を消却することができる。

#### 第12条（事情変更）

本株式移転計画の作成後、新会社の成立の日に至るまでの間において、丸善又はT R Cのいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態（第8条に定めるとおり新会社の成立の日において新会社の発行する普通株式の東京証券取引所へ上場することが困難となることを含む）が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、丸善及びT R Cは協議し合意の上、本株式移転計画の条件その他本株式移転計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

#### 第13条（株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、第7条に定める丸善又はT R Cの株主総会のいずれかにおいて、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られない場合、又は平成22年2月28日までに新会社の設立の登記申請が受理されなかった場合には、その効力を失うものとする。

#### 第14条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、丸善及びT R Cが別途協議の上定めるものとする。

本株式移転計画の作成を証するため、本書2通を作成し、丸善及びT R Cそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年9月29日

（丸 善）東京都中央区日本橋三丁目9番2号  
丸善株式会社  
代表取締役社長 小城 武彦

（T R C）東京都文京区大塚三丁目4番7号  
株式会社図書館流通センター  
代表取締役会長 石井 昭

別紙

CHIグループ株式会社株式会社 定款

### 第 1 章 総 則

（商 号）

第1条 当社は、CHIグループ株式会社と称し、英文ではCHI Group Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する外国会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1 百貨の陳列販売業
  - 2 書籍及び雑誌並びにビデオソフト、コンパクトディスク、DVD等の視聴覚資料の販売
  - 3 書籍の情報収集及び情報検索・受発注用機械可読データの作成及び販売
  - 4 計量器、測量器械、測定器械器具、医療機器類等の販売業
  - 5 煙草、医薬品、酒類等の販売業
  - 6 図書、雑誌の出版業
  - 7 学術情報その他情報提供サービス業及び情報処理サービス業
  - 8 電子精密機器、事務用機器、視聴覚機器、事務用家具、事務用スチール用品、調度品、什器、文房具、万年筆の製造販売業
  - 9 電子精密機器、事務用機器、視聴覚機器、鋼製家具等の設置工事、並びに建築工事の設計、監理及び請負業
  - 10 電子精密機器、事務用機器、視聴覚機器、鋼製家具等の動産の賃貸業
  - 11 コンピュータ周辺機器、コンピュータソフトウェア、ビデオソフト及びコンパクトディスクの販売並びにレンタルリース
  - 12 コンピュータ・システムの開発、設計、製作、販売、リース、賃貸及び管理
  - 13 コンピュータソフトウェアの企画、開発及びその受託
  - 14 化粧品、工業薬品の製造販売業
  - 15 写真業、飲食営業、古物売買業
  - 16 前記各号に掲げる商品の輸出入業及び卸売業
  - 17 書籍の分類・整理並びに加工
  - 18 不動産の売買、賃貸及び仲介業、並びに倉庫業
  - 19 文化催事、教育催事、学術会議の企画及び運営並びにスポーツ施設の経営
  - 20 有価証券の保有、運用、売買及びクレジット取扱いに関する業務
  - 21 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務
  - 22 通信教育、学校教育事業、図書館の設計・運営管理・システムに関する経営コンサルティング業務
  - 23 コンピュータ、その周辺機器、関連機器及びそのソフトウェアの利用に関するサービスの提供並びにコンサルティング業務
  - 24 書籍、雑誌その他印刷物の輸出、輸入及び販売並びにコンピュータソフトウェアの販売に関するコンサルティング業務
  - 25 インターネットを利用した情報提供及び物品販売並びにこれらに関する技術のコンサルティング業務
  - 26 図書館業務の請負及び図書館等の教育施設の運営代行並びに管理業務
  - 27 地方自治法による指定管理者制度に基づく公共施設管理
  - 28 模擬学力試験の企画、立案、実施の受託業務
  - 29 労働者派遣事業
  - 30 広告代理店業及び広告の仲介
  - 31 前各号に付帯又は関連する一切の事業
- 2 当社は、前項各号の事業、及び前項に付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は2億4,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主権行使の手続その他当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

### 第 3 章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名、並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規則」による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除等)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規則」による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

( 監査役の責任免除等 )

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第 6 章 計 算

( 事業年度 )

第36条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。

( 剰余金の配当の基準日 )

第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当をする。

( 中間配当 )

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

( 配当金の除斥期間等 )

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 剰余金の配当には利息を付さないものとする。

## 第 7 章 附 則

( 最初の事業年度 )

第1条 第36条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から翌年1月31日までとする。

( 最初の取締役及び監査役の報酬等 )

第2条 第26条及び第34条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当社の取締役及び監査役の報酬等の額はそれぞれ次のとおりとする。

- |         |             |
|---------|-------------|
| (1) 取締役 | 月額3,000万円以内 |
| (2) 監査役 | 月額1,000万円以内 |

( 附則の削除 )

第3条 当附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除されるものとする。

( 株式移転後における上場に関する事項 )

新設する共同持株会社は、東京証券取引所に株式の上場を申請する予定です。

(7) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

当社及びT R Cは、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）を、T R Cは株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）を、本株式移転を含む経営統合のファイナンシャル・アドバイザーとして任命し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼いたしました。

三井住友銀行は、当社については市場株価が存在していることから市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）により、T R Cについては類似会社比準法及びD C F法により株式移転比率を算定しました。なお、当社については、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式の各要項等（当社の定款の定めによる優先配当額、普通株式への転換権の発生時期、金銭による取得請求権等）を参考に、普通株式と第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式の株式移転比率を算定しました。

各手法に基づく算定結果は以下のとおりです（以下の株式移転比率のレンジは、当社の普通株式0.1株に対する、当社の第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式並びにT R Cの普通株式の算定レンジを記載したものです。）。

	算定手法	当社 第1回A種 優先株式	当社 第1回B種 優先株式	当社 第1回C種 優先株式	当社 第1回D種 優先株式	T R C 普通株式
株式移転 比率	D C F法	58.5 ～155.2	58.5 ～155.2	58.5 ～155.2	58.5 ～155.2	33.5 ～110.1
	市場株価法/ 類似会社比準法	168.8 ～317.4	168.8 ～317.4	168.8 ～317.4	168.8 ～317.4	36.5 ～81.2

なお、市場株価法については平成21年9月18日を基準日として基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月間の株価終値に基づく株式移転比率の評価レンジを採用いたしました。

三井住友銀行は、本株式移転比率の算定に際して、当社及びT R Cの両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の事業計画については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三井住友銀行の本株式移転比率の算定は、平成21年9月18日現在までの情報及び経済条件等を反映したものであります。

みずほ銀行は、上場会社である当社については市場株価が存在していることから市場株価法及びD C F法により、非上場会社であるT R Cについては類似会社比較法及びD C F法により株式移転比率を算定しました。なお、当社については、市場株価法及びD C F法により算定された株式価値総額（普通株式並びに第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式の合計）、定款の定めによる第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式に係る諸条件（残余財産分配、普通株式への転換請求及び強制転換等に関する条項等）及びマーケットデータに基づき、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社がオプション評価モデルを使用して、普通株式の価値と優先株式の価値の対応関係を分析した結果を参考とし、市場株価方式においては算定した普通株式の価値をもとに優先株式の価値を算定し、D C F方式においては算定した株式価値を普通株式価値と優先株式価値に配分し、これらの分析結果を総合的に勘案

し、普通株式並びに第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式に係る株式移転比率を算定しました。

各手法に基づく算定結果は以下のとおりです（以下の株式移転比率のレンジは、当社の普通株式0.1株に対する、当社の第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式並びにTRCの普通株式の算定レンジを記載したものです。）。

	算定手法	当社 第1回A種 優先株式	当社 第1回B種 優先株式	当社 第1回C種 優先株式	当社 第1回D種 優先株式	TRC 普通株式
株式移転 比率	DCF法	160.3 ～246.9	160.3 ～246.9	160.3 ～246.9	160.3 ～246.9	123.4 ～157.7
	市場株価法/ 類似会社比較法	139.7 ～154.8	139.7 ～154.8	139.7 ～154.8	139.7 ～154.8	43.3 ～63.0

なお、市場株価法については平成21年9月18日を基準日として基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月間の株価終値に基づく株式移転比率の評価レンジを採用いたしました。

みずほ銀行は、本株式移転比率の算定に際して、当社及びTRCの両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて、両社の事業計画については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と協議・判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。みずほ銀行による株式移転比率の算定は、平成21年9月18日現在までの上記情報等を反映したものであります。

#### 算定の経緯

上記記載のとおり、当社は三井住友銀行に、TRCはみずほ銀行に、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による各算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、平成21年9月29日付にて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの合意に至りました。

#### 算定機関との関係

算定機関である三井住友銀行及びみずほ銀行は、いずれも当社及びTRCの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(8) 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	C H I グループ株式会社
本店の所在地	東京都新宿区市谷左内町31番地 2
代表者の氏名	代表取締役会長 石井 昭 (現 T R C ・代表取締役会長) 代表取締役副会長 西村 達也 (現 D N P ・常務役員) 代表取締役社長 小城 武彦 (現当社・代表取締役社長)
資本金の額	30億円
純資産の額	未定であります。
総資産の額	未定であります。
事業の内容	書籍及び雑誌等の販売、学術情報その他情報提供サービス業、並びに図書館業務の請負及び図書館等の教育施設の運営代行、建築工事の設計・管理及び請負業、図書、雑誌の出版業等の事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の管理他